

第1部 連携のステップ

ステップ1 連携を考える

ステップ1-1 連携が不可欠であることを認識する

- ①：よりよい景観形成には連携が不可欠である
- ②：都市の骨格形成から境界処理まで様々なレベルで連携を考える

①：よりよい景観形成には連携が不可欠である

都市公園は、都市の景観を構成する要となるものである。しかし、良好な都市景観を形成するには、また、公園自体の景観の向上と利用性の向上のためにも、周辺施設と連携することが不可欠である。公園の整備や管理運営においては、周辺施設との連携は当然であるという認識からスタートすることが重要である。

- ◇写真上：公園、河川、民間施設緑地の連携による水辺景観
(国内04 石川島公園)
- ◇写真下：公園と道路が一体となって形成する都市の緑の骨格
(国内01 定禅寺通緑地)



②：都市の骨格形成から境界処理まで様々なレベルで連携を考える

連携には、都市の骨格形成から空間確保、境界処理、さらには周辺への波及効果まで様々なレベルがある。それぞれのレベルで連携の可能性を追求することが重要である。

<連携のレベル>

- ① 骨格形成レベル：都市の景観の骨格を形成する
 - 都市の緑の骨格を形成する（該当事例 国内09、10、国外03、09）
 - 都市の個性・財産を都市公園で継承する（該当事例 国内08）
- ② 空間確保レベル：隣接する施設と連携して良好な空間を確保する
 - ゆとりある空間、一体的な景観を形成する（該当事例 国内16、17）
 - 公園からの眺望、大事な資源の眺望を確保する（該当事例 国内15）
- ③ 境界処理レベル：隣接施設との境界部のディテールを工夫する
 - 段差、柵などをなくし連続的な空間をつくる（該当事例 国内05、17）
 - 植栽、舗装材等に共通のものを使用する（該当事例 国内02）
- ④ 波及レベル：公園の存在から周辺地域や周辺住民に取組を波及させる
 - 周辺住民が窓辺に花を置くなど自発的に良好な景観を形成する（国内08）
 - 公園で活動するNPOなどが周辺にも活動を広げる（国内09）

<骨格形成レベル>

◇開発に際して、公園、緑道、民間緑地を計画的に配置し、緑の骨格を形成。これにより丘陵らしい景観の保全が図られている。(国内 09 港北ニュータウングリーンマトリックスと緑道)



図出典) 都市基盤整備公団パンフレット

<空間形成レベル>

◇市の公園と県立美術館で一体的な空間を整備。美術館は公園に開かれたデザインを採用。公園の中に美術館の屋外展示が存在する。(国内 16 岸公園)



<境界処理レベル>

◇隣接部の舗装材を共通にし、しましま模様を描くことで一体性を確保 (国内 02 きたまちしましま公園)



<波及レベル>

◇沿道建物のセットバックによりケヤキのボリュームを維持。イベント時には地元協議会によるオープンカフェが設置され賑わう。(国内 01 定禅寺通緑地)



ステップ1-2 連携によって達成したいことを明確にする

- ①：達成したい目標（何をしたいのか）を明確にする
- ②：都市全体の視点にたって、長期的な戦略をもつ

①：達成したい目標（何をしたいのか）を明確にする

通常の都市公園の整備においても、明確な整備の目的や目標を描くこと、特に景観の目標像を明確にすることは重要であるが、複数の施設が連携して景観を形成するためには、目標像が明確であることがより重要となる。目指す姿を共有することから、具体的な連携が始まる。

例えば島根県の岸公園（国内16）では、従来は湖岸のパラペットにより宍道湖への眺望が遮られており、宍道湖の夕日スポットとして再整備したいという意志があった。宍道湖に開かれた景観の形成という目標が明確であったからこそ、県立美術館の設計競技においても湖に開かれた設計案が採用され、公園、美術館、湖岸の整備主体である市、県、国の3者の連携が可能になったといえる。

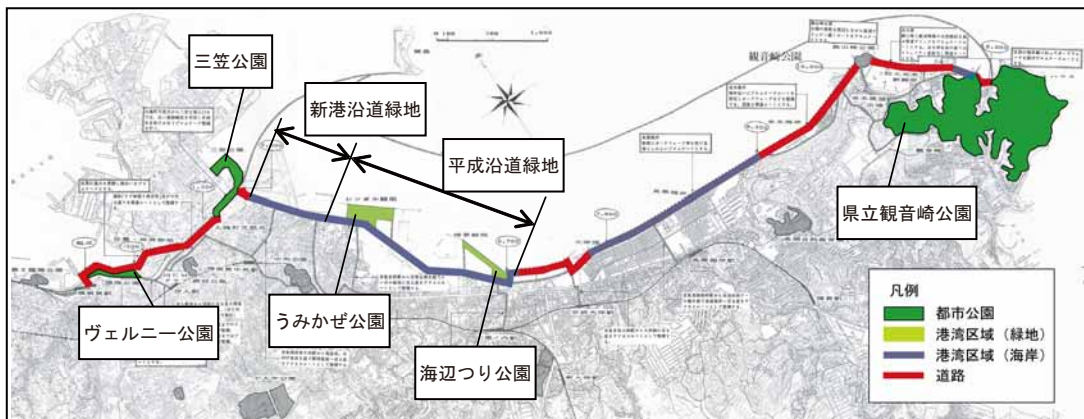


◇宍道湖に開かれた景観形成という共通目標の下に、湖岸、公園、美術館が一体的な景観を形成（国内16 岸公園）

②：都市全体の視点にたって、長期的な戦略をもつ

都市公園と隣接施設の連携は、両者の境界部を適切に処理し心地よい空間をつくるということに留まるものではない。周辺一帯の景観形成への波及や、地域住民や事業者との協働による地域の再生、活性化など、より広く、長期的なまちづくりのきっかけとなることに大きな意義がある。また、土地利用が進んだ都市の中において、緑地の確保にしても、景観形成にしても、短期的にはなかなか実現できないことも多い。従って、連携によって何を達成するかを考えるにあたっては、都市の緑や景観全体の中でどのような位置づけにあるかといった都市全体の視点にたって、長期的な戦略を描くことが重要である。

たとえば、横須賀市のうみかぜの路（海と緑の 10,000 メートルプロムナード）（国内 10）は、昭和 57 年に「文化の元年」を宣言した市のシンボルプロジェクトとして構想され、JR 横須賀駅から観音崎までの約 10km の海沿いを歩いて楽しい空間として整備し、海と緑を日常生活の中に取り入れようというものである。昭和 59 年の整備開始以来、都市公園、道路、港湾の事業の連携により進められ、平成 18 年 4 月現在の整備率は約 73% に達している。日常的な生活エリアの近くでこれだけの距離の人が歩ける海辺の空間は他に例がなく、長期戦略をもった取組が功を奏している。また、横浜市の山手風致地区西洋館公園群（国内 08）は、「歴史を生かしたまちづくり」を目的に、地域を特徴づける西洋館の保存のために戦略的に公園の新設、区域拡張や公園内への移築を進めている。このことが、従来より地元でまちづくりを進めてきた人たちと市との協力関係を産み、また公園内の西洋館の管理運営には地元の団体や個人がボランティアとして参加するなど、山手地区全体の景観まちづくりに寄与している。



◇昭和 59 年から長期をかけ公園、道路、港湾の事業が連携して海辺のプロムナードを整備（国内 10 海と緑の 10,000 メートルプロムナード「うみかぜの路」）

◇公園を、地域を特徴づける歴史的建造物の保存のために戦略的に整備（国内 08 山手風致地区西洋館公園群）



ステップ1-3 きっかけをとらえる、きっかけをつくる

①：アンテナをはりめぐらし、きっかけをとらえる

①：アンテナをはりめぐらし、きっかけをとらえる

都市公園と隣接施設の連携は、連携相手や連携内容も様々ではあるが、まずきっかけをとらえることが重要である。きっかけとしては、面的な整備や、既存公園の改修、近隣での公共施設の建て替えや、民間の大規模な開発等様々な可能性があり得るが、常に公園の整備や管理運営の基本的な方針の下で連携の可能性を考え、周辺の事業等にアンテナをはりめぐらしておくことが重要である。また、連携のきっかけとなるような事業がないような場合であっても、連携により、よりよい景観形成が可能と考えられる場合には、近隣の施設や周辺住民等に働きかけ、自ら積極的にきっかけをつくることも必要である。

また、情報のアンテナのはり方としては、関連するようなまちづくりの上位計画や近隣での個別の事業など行政内部の動向や情報がまず第一に把握すべきものであり、庁内の情報共有のしくみなど、安定的かつ効率的に事業連携可能となるしくみが望まれる。また、地域情報や民間の開発動向等をふくめ、幅広い人的ネットワークを築いておくことも重要である。

<連携のきっかけの例>

- ・新都市開発
- ・再開発等地区の面的な整備
— 今後はこれがかなり有望
- ・公園の新規整備
- ・公園の改修
- ・隣接・近接の公共工事
- ・近隣・近接の民間の大規模開発、改修
- ・きっかけがなければつくる、隣接施設や周辺住民に働きかける



◇再開発において整備された公園と緑地
(国内05 品川セントラルガーデン)

<きっかけをとらえる情報アンテナ例>

- ・庁内の事業の動きに敏感に—上位計画、構想など
- ・国等の施策の動向・関連事業に敏感に
- ・周辺施設（公共・民間とも）の整備や改修に
- ・そのための情報交換は積極的に（人的なつながりを構築）
- ・庁内で情報を共有できるしくみづくりを

ステップ2 連携できる体制をつくる

ステップ2-1 連携の相手は誰か

- ①：全体計画をたてる主体と早期から連携する
- ②：道路、河川、隣接公共施設、民間施設（公開空地等）に着目する
- ③：地域住民との連携も常に考える

①：全体計画をたてる主体と早期から連携する

連携する相手としては、第一義的には隣接施設等の所有者や管理者であるが、再開発などの面整備においては、全体計画は直接の所有者や管理者とは別の主体によってたてられる場合が多い。面整備では、全体計画をたてる主体と早期から情報共有し、連携することが重要である。早期から関わることで、公園と公共空地を一体的に配置するなど、配置段階からの連携が可能になる。

また、上位計画となるような、緑、景観、環境、歴史文化、地域再生等に係るまちづくりの計画なども、策定段階から連携しておくことが重要である。

<連携相手の例>

- ・ 全体計画をたてる主体
- ・ 隣接・近接の公共物の設置者・管理者
- ・ 隣接・近接の民間施設の所有者・管理者
- ・ 周辺住民（特に地域組織、NPOなど）

②：道路、河川、隣接公共施設、民間施設（公開空地等）に着目する

様々な隣接施設等がある中で、景観形成や公園の利用の面から、隣接の道路管理者、河川等の水辺管理者、図書館や美術館等公園に隣接・近接する公共施設管理者は、連携相手として特に着目しておく。

また、隣接する民間施設についても、改築・改修等にあたって公開空地等との一体化や、一体感のある緑化の推進などの連携を図っていくことが重要であり、日頃から連携相手として開発等の動向に注目しておく。

◇道路と公園の連携

道路中央の緑地と街路樹が一体となって仙台市のシンボルであるケヤキ並木を形成（国内01 定禅寺通緑地）



③：地域住民との連携も常に考える

隣接施設との連携は、施設の整備段階にとどまらない。先にも書いたとおり、めざすところとしては地域全体の景観や環境の改善などまちづくりへの波及であり、このことから、常に地元自治会や活動団体、公園利用者など地域住民との連携を行っていくことが重要である。

公園は、住民にとって身近な存在であり、従来から住民との協働には積極的にとりくんでいるところが多い。このような特性を強みとして、隣接施設等との連携において、公園が、ワークショップ開催など住民との連携について主導的な役割を果たすことが望まれる。



◇愛護会による維持管理と愛護会ネットワーク化

港北ニュータウンでは、町内会等に呼びかけて緑道ごとに愛護会が結成され、現在約 20 団体が存在。緑道はどれも愛護会活動によってよく手入れされている。隣接する区間の連続的な維持管理、愛護会同士の情報交換のため、平成 17 年からは愛護会のネットワーク化に取り組んでいる。(国内 09 港北ニュータウン内緑道)



◇NPOが運営するひょうたん島クルーズ乗船場

新町川公園や周辺整備が進む中で、新町川の清掃を中心に行っていたNPOが市と協働して、クルーズ船の運行、公園の維持管理、イベントの開催など、新町川公園を拠点として多様な活動を展開している。(国内 18 新町川水際公園)



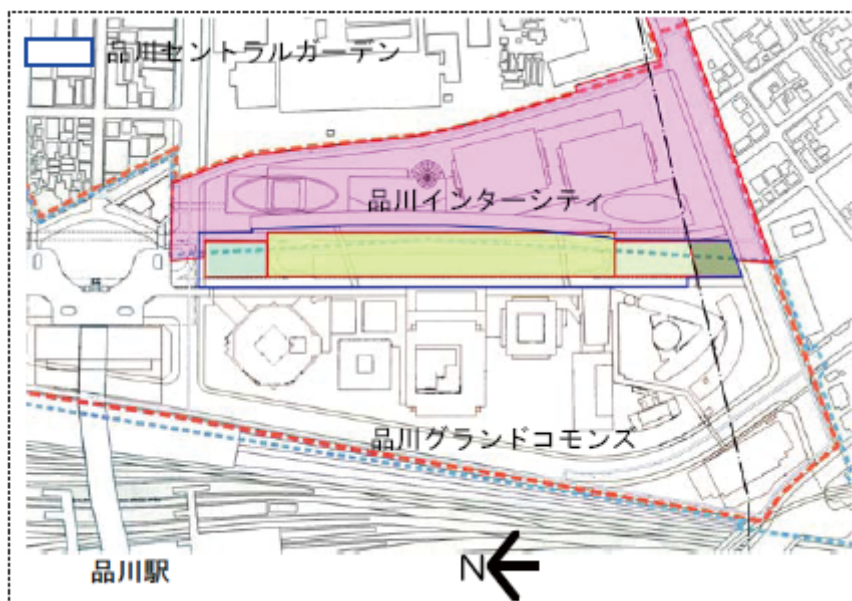
ステップ2-2 目標像を共有し、引き継ぐ

- ①：明確な共通の目標像を描くーランドスケープの面からの目標像
- ②：目標像を形として示す・共有する・引き継ぐ

①：明確な共通の目標像を描くーランドスケープの面からの目標像

連携によって整備を進める場合には、ランドスケープの面から共通の目標像を明確に描くことが重要である。そのためには、ランドスケープの観点から全体を統括するプロデューサー役の存在が大切である。プロデューサー役としては、都市全体の景観や緑地の視点から行政の公園緑地等の担当者や、地域の景観専門のアドバイザー（大学関係者やコンサルタント等）、公園や隣接施設の計画・設計チームのランドスケープ担当などが想定される。

例えば品川セントラルガーデン（国内05）では、A地区、B地区の2つに分けて施工されたが、計画の初期段階から公共空地と都市公園のデザインの統一を図ること、オープンスペースは地下まで下り起伏をつけることが基本コンセプトとして決定された。また、全体計画の段階でランドスケープを統括するプロデューサーの役割のコンサルタントがおかれ、後期のB地区のランドスケープデザインも担当することができたことが、統一的なデザインの実現に大きく貢献している。



◇2期に分けて行われた開発であるが、開発当初のコンセプトを引き継いで公園・緑地を整備。後期のグランドcommons側はビルごとに事業者が異なるが、一体的デザインで連続した空間を形成している。（国内05 品川セントラルガーデン）



②：目標像を形として示す・共有する・引き継ぐ

事業の実施には、計画、設計、施工の段階があり完成までには時間を要するとともに、設計、施工に様々な人が関わる。複数の事業の連携の際には、それぞれの事業の整備主体とともに、それぞれの設計者や施工者が関わることになる。このような時間的な経過と多数の関係者の中で景観の目標像がきちんと共有されるためには、目標像が明確な形で示され、かつそれが共有され、新たに参画した関係者にも引き継がれていくことが重要である。そのためには、パースやスケッチ等の視覚的な資料の作成、デザイン指針の作成といった、景観のコンセプトを具体的に示す資料としてきちんととりまとめ、合意を形成しておくことが有効である。

また、このような景観のコンセプトやデザイン指針は、整備の段階だけでなく、維持管理の段階にもきちんと引き継いでいくことが重要である。

例えば前述の品川セントラルガーデン（国内 05）では、公共空地と都市公園のデザインの統一を図ることを基本コンセプトとして設計されたが、後期のB地区において、複数いる事業者が公共空地に各々のデザインを要求することがあった。しかし、各事業者への土地売却前の段階で開発のコンセプトに関するスケッチ付きの協議文書が交わされていたため、これが合意を導く有効なツールとなった。

また、さいたま市のきたまちしましま公園（国内 02）や東京都中央区の石川島公園（国内 04）においても、協議会等において具体的な色彩や舗装、モニュメントの設置等について合意が形成され、デザイン指針や景観ガイドラインとしてとりまとめられており、これに基づいて整備、維持管理が行われている。

◇特徴的なしま模様
（国内 02 きたまちしましま公園）



◇公園内のファニチャー、モニュメント（国内 04 石川島公園）

ステップ2-3 関係者が協議する場をつくる

- ①：共通の目標像を協議し決める場を設けるー協議会等
- ②：公園の管理を行うものが始めから協議の中心に入る

①：共通の目標像を協議し決める場を設けるー協議会等

連携によって整備を進める場合には、関係者が共通の目標像を協議し決める場が必要である。面開発では、事業主体、地権者、地元自治体等からなる協議会等を設けているケースが多い。その場合、協議会設置をよびかけ、調整するコーディネータ役の存在が重要となる。きたまちしましま公園（国内 02）や石川島公園（国内 04）などでは都市公団（現、都市機構）が協議会の幹事としてこの役割を果たしていた。

また、デザインの検討等は別途専門家による研究会や、住民ワークショップ等における検討を踏まえて提案され、協議会で合意されている。石川島公園では、都市公団（現、都市機構）が調整役となり、民間事業者等も参加するデザイン研究会を開き、地区のデザインモチーフ等を検討し、デザインの統一化を図って良好な景観の創出が図られた。

②：公園の管理を行うものが始めから協議の中心に入る

面開発などでは、公園は事業主体により整備され、地元自治体に移管される。このような場合、公園を管理する地元自治体が、計画の早期の段階から協議の場の中心となり、計画・設計に地元の意向を反映させることが重要である。

事例収集の過程で、地元自治体の中には、整備されたものを維持管理しているだけなので整備意図や連携についてはわからないといった発言も聞かれた。移管される公園であっても、これを好機ととらえ、地域の緑や公園全体の中できちんと位置づけた整備や管理運営を志向していくことが重要である。

ステップ2-4 行政の担当職員がビジョンと責任を持つ

- ①：整備、管理に関わる行政担当職員が明確なビジョンを持ち責任を持つ
- ②：専門職としての職員を確保、育成する

①：整備、管理に関わる行政担当職員が明確なビジョンを持ち責任を持つ

連携によってめざす景観のビジョンを明確にし、引き継いでいくためには、整備、管理に関わる行政担当職員が明確なビジョンをもち、責任をもって引き継いでいくべきである。また、設計者や施工者、現場の管理業務を行う者に対して、ビジョンや目標像、景観上留意すべき事項等をきちんと指示する必要がある。

都市公園の管理においては、連携の有無に関わらず、当初の計画設計段階のコンセプトが継承されずに維持管理されている場合も見られる。行政担当者には定期的に異動があり、また都市によっては公園を計画・整備する部署と管理する部署が異なる場合もある。また、都道府県や政令都市等大規模な自治体の場合、管理する都市公園が数多く、計画段階、設計・施工段階、及び管理段階では担当する部局が異なることが多い。設計・施工・管理を担当する部局は、多くの場合、現場の事務所組織や政令市の場合は区役所が担当し、担当範囲を越える発想をもちにくい。特に、既存公園の場合はそのような傾向が強いと考えられる。

前述の景観コンセプトやデザイン指針を明確な形としてとりまとめておくことは、整備にあたってのコンセプトを維持管理の段階にもきちんと引き継いでいく上で有効なツールとなる。また、最近是个々の公園のマネジメントプランを作成しているところもあり、整備方針、維持管理方針等を明文化する手法として有効である。さらに、行政内部で、計画の部署と設計・施工や管理を行う部署が、定期的に情報を共有し、意志疎通を図るしくみを持つことは当然のこととして必要である。

②：専門職としての職員を確保、育成する

①を実現するには、公園の計画、設計、管理等に係る専門性をもった職員を確保、育成することも重要である。自治体の規模によっては、内部に造園等の専門職の確保が困難な場合があると思われるが、担当として必要な研修等を行うことはもちろんのこと、必要に応じ大学等との連携により外部の専門家をアドバイザーとして確保するといったことも考えられる。

ステップ3 連携の具体的な方法を工夫する

このステップでは、一般的な事項を記載する。具体的な連携の内容や工夫については、第2部に連携対象ごとに記載しているので参照のこと。

ステップ3-1 都市公園の配置計画の段階で工夫する

- ①：自然的、歴史的資源の保全やまち全体の景観形成の観点から配置する
- ②：面整備では公開空地や民間緑地等との一体化や連続性を検討する
- ③：大規模な公共施設の建て替え等に合わせて土地を交換して配置する

①：自然的、歴史的資源の保全やまち全体の景観形成の観点から配置する

都市の景観を特徴づける自然的資源や歴史的資源の保全、あるいは緑のネットワーク形成、その他様々なまちづくりに関する上位計画等を踏まえ、道路、河川、公共施設等の他事業の動向もみきわめつつ、まちの景観形成全体の観点から戦略的に都市公園の配置を検討する。

フランス・パリのセーヌ川沿い（国外 06, 07, 08）では、大規模な工場跡地における再開発や鉄道の廃線敷を活用した公園整備などが行われているが、かつての舟運が中心だった時代から鉄道、自動車へと交通体系が変化していった過程で分断されたセーヌ川周辺の景観を再生する意図をもっている。河川沿いの再整備と公園整備が一体的に行われ、歩行者の動線確保と景観向上が同時に行われ、歩行者の視点を重視した新たな魅力の向上が図られていると考えられる。



◇セーヌ川にそって戦略的に配置されるパリの公園
写真上：ベルシー公園
写真下：アンドレ・シトロエン公園
（国外 06 ベルシー公園、07 アンドレ・シトロエン公園）

②：面整備では公開空地や民間緑地等との一体化や連続性を検討する

近接する公開空地や道路の歩道等と一体化することにより、広がりのある空間を形成する。これにより、地域のシンボルを形成する、利用者にとっての快適性を高める、多様な目的の利用が可能となるなどの効果が期待できる。

また、既存の緑地等との一体化や連続性をもたせることで景観形成のみならず、生物多様性の保全や都市の気象緩和、レクリエーション利用、防災等、様々な面でより効果を発揮するような配置を検討する。特に、近年顕著となっているヒートアイランド現象の緩和には、ある程度の面積のあるまとまりのある緑地がクールアイランド効果を有する。生物多様性保全の観点からは、一定面積を有する核となる緑地と、それらを結ぶ連続した緑地の確保などが有効である。

◇商業施設の空地と公園の一体化
商業施設まわりの空地と公園を一体的に配置することで、ひろがりのある景観を形成している。
(国内 02 きたまちしましま公園)



③：大規模な公共施設の建て替え等に合わせて土地を交換して配置する

公園に近接して、あるいは公園の敷地に関連して大規模な公共施設等の建て替えがある場合には、周辺施設とも連携して土地の交換を行い、公園の機能を高める配置を行う。

久屋大通公園のオアシス21（国内 14）では、愛知県文化会館等の建て替えに際し、バスターミナルと連携し、土地交換により分断されていた公園の連続性を高めている。また、天神中央公園（国内 19）は、県庁の建て替えに際し、建て替え予定地と土地を交換することで、まちの中心部に核となる公園を確保している。

◇県庁建て替えの機会に用地を交換
福岡県庁が既存の都市公園に移転、県庁跡地に公園と県の複合施設を整備。これにより、市の中心部に核となる公園が形成された。
(国内 19 天神中央公園)



写真：県営天神中央公園パンフレット

ステップ3-2 事業ごとの特性をいかして分担する

- ①：事業ごとの特性をいかして整備を分担する
- ②：法的な区域区分等を明確にする

①：事業ごとの特性をいかして整備を分担する

共通の目標像の実現に向けて、役割分担を行い、良好な景観を整備する。連携には、それぞれの区域が重複しない（接している）場合と重複する場合がある。

重複しない場合には、共通の目標、共通のデザインコンセプトの下に、密接な調整を図りながらそれぞれの区域を整備する。公園と接する場所の道路植栽を公園と調和するものとしている亀山公園（国内17）や、隣接する公園を意識して建物のデザインを決定しているアクロス福岡（国内19）はこのような例といえる。

一方、区域が重複する場合には、それぞれの法を踏まえ、事業ごとの特性をいかして整備の役割分担を行う。例としては、河川、港湾等により護岸等の基盤整備を行い、公園が上部の整備を受け持つといった役割分担が多くみられる（国内04、06、12、18）。これらの例では、河川区域を拡張して緩傾斜護岸を整備し、その上部を公園として整備している。

②：法的な区域区分等を明確にする

異なる事業で役割分担を行い整備する際には、法的な区域の拡張や見直しが行われることが多い。一体的な整備を行う場合には、法的な区域区分と役割分担を明確にすることが必要である。それぞれの法に従って、整備の分担、管理の分担、それらの費用負担等を協議し、明確化する。その結果は、法にもとづいた管理協定が必要な場合はもとより、その他書面として明文化しておくことが重要である。

ステップ4 都市の景観特性にあった公園の景観をデザインする

ステップ4-1 地域固有の眺望をいかして公園をデザインする

- ①：地域の眺望をいかすよう公園を配置する
- ②：眺望をいかした公園景観をデザインする

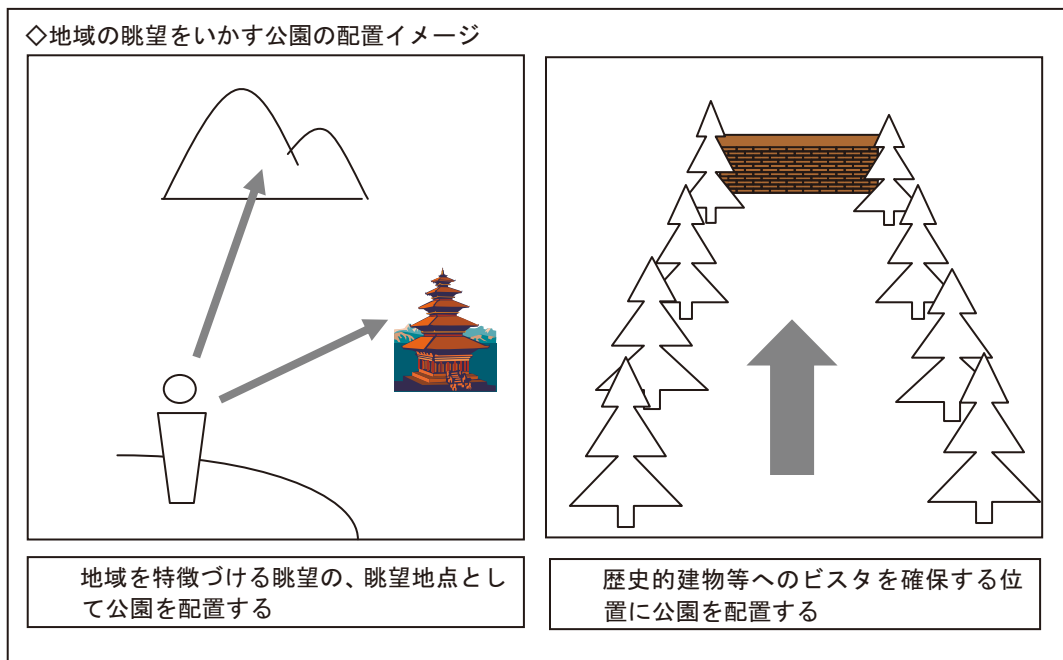
①：地域の眺望をいかすよう公園を配置する

地域には、「富士見坂」に代表されるような遠くの山の眺めや、海、川の眺めなど、それぞれの地域を特徴づける眺望がある。これら自然の眺めは、例えば春先の農作業の目安になる「雪型」のように地域の文化や生活と密着したものとして、親しまれてきた。地域の景観を構成する要素には「変転するもの」と「変転しないもの」があるが、山、海、川などの「変転しないもの」の眺めは、周辺の市街地など「変転するもの」によってしばしば阻害されている。

地域固有の歴史文化を踏まえた景観形成を図るためには、「変転しないもの」を大切に位置づけ、その役割を蘇らせ、保全・再生すべき「眺望」を確保し、長期的視点のもとで周辺の「変転するもの」の景観を誘導していくことが重要である。

まず、山、海、川、森林などの自然条件や、城、歴史的建造物、棚田、祭り、風習などの歴史文化条件などから、地域を特徴づける眺望をみつける。永続的に場所を確保できる都市公園の利点を活かし、地域を特徴づける眺望を楽しめる場所として都市公園を効果的に配置する。さらにその周辺の建築物等を地区計画や景観地区などの手法により誘導し、地域固有の眺望を保全、再生していくことが重要である。

また、地域のシンボルとなる建造物などの前面に公園を配置し、建造物への良好なビスタを形成するといったことも有効である。



②：眺望をいかした公園景観をデザインする

地域の特徴的な眺望をいかす手法として、借景がある。借景は古くから日本庭園づくりにとりいれられ、単に外の景色が見えるというだけではなく、庭の眺めと座敷から見せることで額縁効果を取りいれている。都市公園の景観形成においても、周りの雄大な景観などを背景としてとりこむだけでなく、園路の軸線をとおしたり、周りの植栽や地形の変化により額縁効果を演出するといったことが効果的である。

■借景の検討手順

地域を特徴づける景観は何か（山、町なみ、城址、川 etc）

- ① それが公園区域から見えるか、見える場合はどこからどのように見えるか
- ② 借景として使えるか（借景としない場合でも、眺望対象として公園内に眺望地点を整備する）
- ③ 借景とする場合は、どのように演出してみせるか（造成、伐採、植栽、園路、建築物等による額縁効果の演出）

また、わが町を俯瞰する都市公園、夜景が楽しめる都市公園、夕日の美しい都市公園等、地域の代表的な景観や市街地を眺める視点場として都市公園を整備することは、地域の景観形成に重要な役割を果たすとともに、公園景観の魅力づくりに役立つ手法である。

このような、借景公園や眺望をいかした公園景観をデザインした場合、周辺の建築物等によって眺望を阻害されないよう、周辺地域の景観誘導をあわせて行っていくことが重要である。



◇地域のシンボルである桜島の景観を借景する都市公園。山の形状にあわせた噴水とシンプルな空間構成でシンボリックに見せる工夫（鹿児島県立吉野公園）

写真：国土交通省景観ポータルサイト



◇宍道湖に沈む美しい夕日を望むスポットの都市公園。緩やかに傾斜する芝生広場と湖面が連続し雄大な眺望を見せる工夫（国内16岸公園）

写真：松江市

ステップ4-2 周辺景観に調和した公園をデザインする

- ①：外からの公園の見え方を意識する（ランドマーク形成とマイナス影響回避）
- ②：公園内の施設や設備は地域の景観特性と調和させる

①：外からの公園の見え方を意識する（ランドマーク形成とマイナス影響回避）

都市公園は、都市景観の中で非常に重要な役割を果たす場合が多く、周辺からの見え方に十分配慮する必要がある。その際、都市の良好なランドマークを形成するというプラスの側面と、逆に景観を阻害するというマイナスの側面の両面から考えることが重要である。

都市公園が形成するランドマークとは、まず緑のランドマークを目指すことが重要である。公園内の植栽木や既存林がボリューム感のある都市林となっているかをチェックする。また、周囲にオープンな景観を形成することもランドマークとして重要である。都市公園の境界を取り除き、地域景観に開かれた景観を形成する。

さらに、都市公園内に高さのある建築物や構造物をつくる場合には、これをランドマークとしてデザインすることも重要である。その際には機能上求められるものとランドマークとしての見せ方のバランスを意識して周到にデザインする。

一方、都市公園の景観は、このように都市全体の景観にとってプラスの影響を及ぼすだけでなく、時によってはマイナスの影響を与える可能性もある。

たとえば、前述の公園内の構造物等がランドマークを形成するような場合には、周辺景観との調和に十分配慮されていないと、周囲から浮いた印象を与える阻害要因ともなりかねない。また、都市内に残る緑地や市街地の背後の丘などに都市公園が新たに整備される場合には、今まで地域の景観として親しまれていた資源の一部を整備によって改変することとなる。このような場合、公園整備が周辺景観にどのような影響を与えるかをあらかじめチェックし、地域の重要な眺望ポイントから人工物が見えないように工夫する、市街地から目立つ斜面の緑をできるだけ保全するなど、マイナス影響を最小化するような対策を講じる必要がある。

そのためには、周辺からの見え方について調査、予測、評価する環境アセスメント的な調査検討が必要となる場合もある。

◇都市公園内の構造物をランドマークとしてデザインした例。電気、給水等の設備を一つにまとめ、塔としてデザイン（駒沢オリンピック公園）



■都市公園が都市の景観に与えるマイナス影響の回避の手順

都市公園の予定区域及びその周辺が地域の景観構成上重要な場所か否か。景観構成上重要な場所を改変する場合には、以下のような景観影響検討を行う。

- ① 都市公園の区域が概略どの範囲まで見えるかを地形図などであらかじめ検討し、その範囲内の、不特定多数の人が利用する視点（例えば道路、駅、都市公園、河川の堤防や河川敷、レクリエーション施設、学校等の公共施設等）を抽出する。
- ② それらの視点の現地調査により、公園の予定区域が見えるかどうか、見える場合には造成面や人工的な構造物が見える可能性があるかどうかといった影響の可能性を把握する。
- ③ 視点として利用上重要で、影響の可能性のある視点について、現在の緑の資源がどの程度減るのか、あるいは造成面や人工的な構造物がどの程度どのように見えるのかなど、公園整備による影響を予測する。影響内容は、必要に応じて写真上への合成やコンピュータグラフィックス等の視覚資料により把握する。
- ④ その予測結果を受けて、景観上の影響が大きいと考えられる場合には、造成の範囲、構造物の配置や高さなどの代替案や、修景方法を検討し、地域の景観への影響を極力小さくするよう計画や設計にフィードバックする。

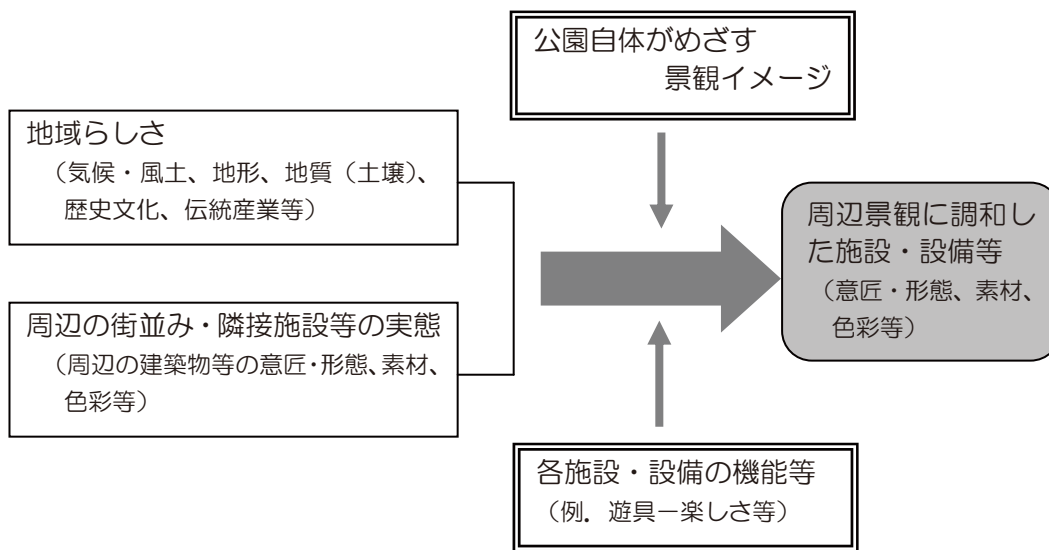
②：公園内の施設や設備は地域の景観特性と調和させる

公園内の施設や設備は、公園自体の景観形成の目標像に沿ったものとするだけでなく、地域の景観特性を踏まえて、周辺景観と調和したものとすることが重要である。

調和を図るには、形態・意匠、素材、色彩等について、地域の気候・風土、地形や地質（土壌）、植生などの自然条件や歴史・文化や伝統産業などから把握される地域らしさ、周辺の街並みや近接する施設等の形態や色彩等の実態を調査し、公園自体がめざす景観イメージと、それぞれの施設や設備に求められる機能等を踏まえて決めていくことが重要である。

なお、公園内の施設等における調和への配慮は、整備時だけでなく占用物件の許可に際しても同様に行っていく必要があり、許可条件として明確にしておくことも重要である。

<周辺景観に調和した施設・設備等検討のイメージ>



<周辺景観との調和に配慮したい公園施設等>

- ・園路 (路面の舗装)、広場、駐車場、建築物 (管理棟、トイレ、売店、倉庫、公園内に設置される美術館、体育館等)、遊具、あずまや、ベンチ、園内照明、柵・フェンス、案内版等

<周辺景観との調和を図る事項と調和の基本的な考え方>

- 意匠・形態
 - ・周辺地域の景観特性、雰囲気との整合
 - ・地域の特徴的な意匠・形態の採用
 - ・周囲から突出しない、周囲に違和感や圧迫感を与えない
- 素材
 - ・石材、土、木材等の自然素材の使用
 - ・地域の風土に合った素材、伝統素材の使用 (れんが、鋳物等)
- 色彩
 - ・地域の風土に合った色彩、自然素材の色彩の採用
 - ・周辺の街並み等で実際に使われている色彩との整合、調和
 - ・公園内外の緑の景観との調和 (彩度の高い色を避けるなど)

<公園の色彩基準の例 (宇都宮市色彩景観ガイドラインより抜粋, 2008. 6) >

広場・園路



時間の経過により、周辺の自然色彩に馴染んでいる木材を使った遊歩道 (富山県南砺市)

○自然素材の色を活かした色彩

公園の広場や園路の舗装面は、自然素材そのままの色を活かす、あるいは人工素材を用いる場合も、できる限り自然の色に近い、落ち着いた色とし、回りの自然に調和させることが求められます。

遊戯施設



青、赤色をアクセント的に使い、楽しさを演出している遊具 (宇都宮市)

○高彩度色を効果的に用いた遊戯施設の色

遊戯施設は、赤や黄、青色など明るく、彩度の高い色を効果的に用いることにより、子どもたちが楽しく、興味を持てるようにすることも必要です。色あせや錆による劣化にも十分配慮し、適宜、塗替えを行うことも大切です。

ステップ4-3 隣接施設との境界部の連続性を保つ

- ①：境界部のデザイン・材料を統一し、境界線の示し方を工夫する
- ②：施工に際して一体性を確保するよう監理する
- ③：維持管理や利用の一体性も想定しておく

①：境界部のデザイン・材料を統一し、境界線の示し方を工夫する

公園と隣接施設等の境界部を連続させ、境界部のデザイン・材料を統一する。また、境界部分は利用や景観を阻害しない縁石などで示す。



◇道路と緑地部分で同じくケヤキを植栽(国内01 定禅寺通緑地)



◇公共空地から公園方向。境界は感じられない(国内05 品川セントラルガーデン)



◇歩道部分を公園の園路のような形態で整備。奥の建物付近からが公園区域(国内20 鹿児島中央公園)



◇境界部分は目立たない金属目地で(国内02 きたまちしましま公園)

②：施工に際して一体性を確保するよう監理する

施工時に、一体性、連続性が確保されるよう、施工監理を行う。別々に工事が行われる場合には、工事業者に設計の意図をきちんと伝え、配慮を促すことが重要である。

③：維持管理や利用の一体性も想定しておく

境界部の設計、施工においては、維持管理の一体化、利用の一体化を念頭において実施する。

ハグレー・パーク(国外10)のマネジメントプランには、公園内を流れるエイボン川の利用方法についても記載されており、一体的な利用がきちんと位置づけられている。

ステップ5 連携して維持管理を行う

ステップ5-1 コンセプトを継承する

- ①：共通のデザインコンセプトやデザインモチーフを明文化して継承する
- ②：公園のマネジメントプランを作成し、明文化する

①：共通のデザインコンセプトやデザインモチーフを明文化して継承する

地区全体や連携相手との間でのデザインコンセプトや色彩、素材、維持管理や利用方法等、共通のとりきめは明文化し、双方できちんと引き継いでいく。その際、視覚的な資料を添付しておくことが有効である。面整備など大規模な事業では、デザイン指針、デザインガイドライン等としてとりまとめておく。

◇公共空間デザイン指針

このほかに「まちづくりガイドライン」でも、緑環境、色環境、サインのつくり方等が示されている。(国内 02 きたまちしましま公園)



出典) 大宮市北部拠点宮原地区公共空間デザイン指針

②：公園のマネジメントプランを作成し、明文化する

当初の連携の意図をきちんと引き継ぎ、適切に公園を管理運営していくためには、個別公園のマネジメントプランを作成し、そこに整備時の連携の目的やデザインコンセプトを明記することが有効である。

従来、設計時の意図や図面、自然環境や利用実態に関する様々な調査結果やそれを踏まえた管理運営のあり方等、公園関係の資料は必ずしも体系的に残されていないケースが多い。連携を維持するというだけでなく、公園を適切かつ効率的に管理運営する上でも、整備及び管理運営の方針を明記したマネジメントプランを作成することが重要である。また、マネジメントプランの作成にあたっては、周辺住民、関係NPO、利用者等の意見をいれて作成することも重要である。

<参考：東京都の個別公園マネジメントプランの構成>

1. 基本的事項 (位置づけ等)
2. 公園の現況、特性
 - ・公園の現況、沿革、立地条件等
 - ・公園の特徴、利用状況
3. マネジメント方針
 - ①公園の基本的な性格、役割
 - ②公園がめざすべき目標
- ③取組方針
 - ・ゾーン別利用特性
 - ・維持管理方針
 - ・運営管理方針
 - ・改修・再整備方針

資料編

利用状況データ、法令・マニュアル一覧、防災関連ゾーン区分、公園関連資料等

ステップ5-2 管理面で連携する

- ①：管理の役割分担を明確にする
- ②：日常管理を共同で行う

①：管理の役割分担を明確にする

連携して整備した良好な景観は、管理段階でも連携して、その景観を維持していくことが重要である。

道路、河川、公開空地、公共施設の外構等、管理者の異なるものと公園を一体的に整備した場合には、管理に関する役割分担や費用負担を協議し、明確にしておく。明確にすべき事項としては、それぞれの所管する区域（重複する区域を含む）、維持管理作業の区分（日常的な維持管理のほか、補修、改修等）、それに伴う費用負担等がある。

②：日常管理を共同で行う

連携して整備した部分については、日常的な維持管理や運営管理を同一の者が行うことが最も有効である。同一の者が行う手法としては、以下のような方法がある。

<日常管理を共同で行う手法例>

- 行政の出先機関が一体的に実施
 - ・ 国内 01 定禅寺通緑地：道路の緑と一体で区が実施。
- どちらかの管理者が一体的に実施
 - ・ 国内 13 富岩運河環水公園：港湾区域内の植栽は公園管理者が実施。ただし、港湾区域内の管理に必要な経費は港湾管理者が負担。
- 面開発区域全体の管理組織が一体的に実施
 - ・ 国内 05 品川セントラルガーデン：区域全体を管理する管理組織が、剪定などの日常的な管理については公共空地、公園もすべて含めて実施。公園は品川区、港区両区に移管されており、区はそれぞれ費用負担。
- 一体化として同一の指定管理者に委託する
 - ・ 東京都立公園と海浜公園：東京都では、海浜部に建設局所管の都立公園と港湾局所管の海浜公園が隣接して整備されているところがある。これらは一体化して、建設局、港湾局いずれかで指定管理者に委託にだされており、同一の指定管理者が一体的に維持管理、運営を実施。

ステップ5-3 利用面で連携する

①：合同のイベントなど利活用の一体化を促進する

①：合同のイベントなど利活用の一体化を促進する

連携して整備した部分については、利用面においても一体化することで、双方の利用の活性化につながる。

例えば、富岩運河環水公園（国内13）では、公園内で水面を活用したカヌー教室等が開催されている。定禅寺通緑地（国内01）では、沿道の建物に壁面後退を求め空間を確保しているが、このようにして生み出された一体的な空間を活用し、沿道のまちづくり協議会等と連携した光のページェントやジャズフェスティバル等の各種イベントや、オープンカフェの社会実験が行われている。

◇公園内で水面を活用したカヌー教室等を開催
（国内13 富岩運河環水公園）



◇地元協議会によるオープンカフェ
（国内01 定禅寺通緑地）



ステップ6 連携をさらにひろげる

ステップ6-1 住民との協働で連携を地区にひろげる

- ①：地域住民団体・組織等のかかわりで連携を拡大する
- ②：公園での活動を地区にひろげる

①：地域住民団体・組織等のかかわりで連携を拡大する

複数の主体が連携して整備を行った場合、周辺の住民や公園等で活動する団体等との連携を進めることにより、行政の所管の違いや官民の枠をこえて、より一体的な管理運営を進めることにつながる。

また、周辺住民や関係団体との協働を進めていくことにより、施設間の連携による効果を周辺地域の景観形成へ拡大していくことができる。

公園においては、従来から周辺住民や市民団体等との連携によって、公園の管理運営や有効活用を図ってきた経験や実績があり、このような強みをいかして、公園主導で連携施設も含めてさらに市民との協働や活動のネットワーク形成を推進することが期待される。

例えば、新町川水際公園（国内 18）は、舟の運航やイベント等公園の管理運営のほとんどをNPOが行い、中心市街地における水辺景観の再生と活性化に寄与している。また、定禅寺通緑地（国内 01）においても、周辺の商店会等が参加する定禅寺通り利活用方策検討会によって公園を活用したオープンカフェの実験等にも取り組み、市民の好評を博し、にぎわいの演出に効果をあげている。さらに、港北NT（国内 09）では、公園や緑道で活動する市民団体と民有の残存緑地で活動団体が緑道でネットワークされた地域であることを活かし、連携して活動を進める動きも見られ、緑地のネットワークが維持管理のネットワーク化を生み出している。

②：公園での活動を地区にひろげる

公園内では、花壇づくりや自然解説などのボランティア団体による活動がみられることが多い。このような活動を公園内にとどめず、公園外の街路や沿道の民有地などへと拡大していくことで、公園を核とした景観まちづくりを周辺地区に、さらにまち全体へと拡大していくことが重要である。

行政は、これら公園から育った団体が地域で活動しやすいよう、公共用地の緑化活動用地としての提供、基金等からの活動資金支援、技術指導、さらに敷地の緑化や緑地の管理委託等に興味を持つ民間事業者や地域住民とのマッチングなど、周辺に展開していくことを支援することが重要である。

ステップ6-2 公園を核として景観まちづくりを展開する

- ①：都市公園を景観重要公共施設に位置づけ、公園を核に景観まちづくりを進める
- ②：都市公園事業を活用し、歴史まちづくりを進める

①：都市公園を景観重要公共施設に位置づけ、公園を核に景観まちづくりを進める

景観法では、道路、河川、都市公園等の地域の景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設とし、景観行政団体が景観計画に重要公共施設の「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」を定めることができる制度が用意されている。この制度の活用には、次のような景観形成上のメリットが考えられ、これを活用して都市公園からの景観まちづくりを積極的に展開していくことが期待される。

○都市公園の景観に関する設計意図の共有、継承

景観計画に定める「整備に関する事項」において、当該都市公園が目指している景観の姿（設計意図）を明記することで、これを広く共有し、将来に引き継いでいくことができる。

○公園サイドからの景観まちづくりの働きかけ

「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」は、一般的には景観行政団体が管理者と協議して定めるものであるが、管理者の側から制定・変更を要請できる。この点を活用し、公園サイドから、都市公園を地域の景観形成の核として位置づけ、公園周辺の景観形成を働きかけていくことが可能となる。

また、都市公園を核とした景観まちづくりでは、重要景観公共施設として位置づけるだけでなく、都市公園周辺に地区計画を定めたり、景観法の景観地区や景観条例に基づく景観形成重点地区等を設定し、公園周辺の建築物や緑化等を誘導する方法も有効である。

②：都市公園事業を活用し、歴史まちづくりを進める

全国には、城や神社、仏閣などの歴史的価値の高い建造物が、またその周辺には町屋や武家屋敷などの歴史的な街並みが残され、そこで工芸品の製造・販売や、様々な祭礼行事など、歴史と伝統を反映した生活が営まれることにより、地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出している地域が数多くみられる。しかしながら、歴史的な建造物の維持管理には多くの費用と手間がかかること、所有者の高齢化や地域の人口減少などによる維持管理の担い手不足などにより、全国各地で町屋などの歴史的な建造物や街並みが急速に失われつつある。

このようなことから、地域の歴史的な風情、情緒をいかしたまちづくりを支援するべく、平成20年に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」が制定された。

都市公園は、歴史的な建造物を周辺環境も含めて永続的に担保することができる。また市町村が歴史まちづくり法により「歴史的風致維持向上計画」を作成し、これ

に基づいて史跡などを復元する場合、都市公園事業として補助対象となる。このよ
うなことから、歴史的建造物等歴史的風致が存在する場所に積極的に都市公園を設
定し、周辺と一体的にまちづくりを進めるなど、歴史的景観の保全や再生に都市公
園事業を積極的に活用することが望まれる。

＜歴史的風致とは＞

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われ
る歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良
好な市街地の環境（歴史まちづくり法より）

＜歴史まちづくり法のしくみ＞

